

令和6年度 第1回長崎地方最低賃金審議会 議事要旨

- 1 日 時：令和6年7月1日（月） 午前10時30分～午前11時07分
- 2 場 所：長崎労働局8階会議室
- 3 出席者：公益委員4名 労働者側委員5名 使用者側委員5名
- 4 議 題：（1）長崎県最低賃金の改正諮問について
（2）長崎県最低賃金専門部会の設置等について
①専門部会の設置について
②専門部会の決議について
（3）参考人の意見聴取について
（4）事業場実地視察等について
（5）審議日程等について
（6）その他

5 審議要旨

議題（1）について

長崎労働局長から審議会会長あて改正諮問を行った。

諮問文内容

「最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、長崎県最低賃金（昭和55年長崎労働基準局最低賃金公示第9号）の改正決定について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版（令和6年6月21日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。」

議題（2）について

① 専門部会の設置等について

長崎労働局長からの諮問を受け専門部会が設置された。部会委員候補者の推薦に関する公示について、本日から7月22日まで行う旨事務局より説明し了承された。

② 専門部会の決議について

専門部会の決議について、地域別最低賃金には審議会令第6条第5項を適用しないこととなった。

議題（3）について

従来通り、提出された関係労使の意見書を基本とし、審議会の場で意見を述べることを希望する者がいた場合には、その必要があるものとして参考人の意見聴取を行うこととなった。

関係労働者、関係使用者からの意見聴取に関する公示について、本日から7月22日まで行う旨事務局より説明し了承された。

議題（4）について

事務局より今年度の事業場視察について説明を行った。

議題（5）について

今後の審議日程について了承された。

第2回本審 : 8月 1日（木） 13:30～

第1回専門部会：8月 1日（木）本審終了後

第2回専門部会：8月 2日（金）

第3回専門部会：8月 5日（月）

第3回本審：8月 5日（月）

第4回本審：8月21日（水）

議題（6）について

審議会の運営について、以下の申し合わせ事項が了承された。

- ・最低賃金の趣旨に鑑み、早期に結論が得られるように審議の促進に努めること
- ・関係労使の意見を十分把握するように努めること
- ・専門部会において全会一致の結論が得られるように努力すること、等